

# 令和2年度 宍粟市会計年度任用職員登録要項

地方公務員法の改正により、これまでの「臨時職員」や「非常勤職員」の名称が、「会計年度任用職員」に変わりました。

## 1. 募集職種 裏面参照

## 2. 任用条件

任用期間:令和2年度末(令和3年3月31日)までの1年間

区分	勤務形態
常勤 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間 週35時間の固定勤務(一部の職は週38時間45分)、週31時間(週4日)の固定勤務</li> <li>給料 裏面参照</li> <li>手当等 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当</li> <li>その他 社会保険、雇用保険に加入</li> </ul>
短時間 (月額・日額・時間給) ※週20時間以上の短時間勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間 週20時間以上31時間未満の勤務</li> <li>給料 裏面参照</li> <li>手当等 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当(一部の職を除く)</li> <li>その他 社会保険、雇用保険に加入(法令等の基準を満たす場合に限る。)</li> </ul>
パートタイム (日額・時間給) ※週20時間未満のパート勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間 週20時間未満のパート勤務、予め勤務日の定めがない非常勤勤務</li> <li>給料 裏面参照</li> <li>手当等 通勤手当、時間外勤務手当</li> </ul>

## 3. 選考方法

業務の必要性に応じて、登録者の中から選考し、任用します。  
 なお、ご登録いただいた全ての方に連絡を行うわけではありません。あらかじめご了承ください。  
 また、下記「4. 選考試験」の職種については、任用順位を決定するための選考試験を実施します。

## 4. 選考試験(一部職種のみ)

職種	日時	場所	試験内容
【月額(週35時間勤務)】事務補助員	令和2年1月15日(水) 午後7時～午後8時	市役所本庁 4階会議室	教養試験(筆記)、 作文
【月額】小中学校用務員	令和2年1月25日(土) 午前9時～		作文・面接
【月額】幼稚園用務員	令和2年1月25日(土) 午前9時～		作文・面接
【月額】給食センター調理員 ※調理員兼運転員を含む	後日対象者に通知		面接
(総合病院) 【月額】医師等事務補助員、看護補助員 【月額・時間給】助産師、看護師、准看護師	後日対象者に通知	宍粟総合病院	面接

※試験結果は任用順位の決定にのみ活用しますので、結果に関わらず登録は1年間有効です。  
 ※小中学校用務員と幼稚園用務員の両方に登録された場合は、小中学校用務員としての選考を優先し、その結果任用決定に至らなかった場合は、幼稚園用務員の登録者に加えて再選考を行います。

## 5. 登録方法・期限

登録用紙に必要事項を記入し、下記窓口に提出してください。(郵送可)  
 障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号及び手帳の種別を表面に記入してください。

**提出期限:令和2年1月10日(金)**

※ 郵送される場合で、「4. 選考試験」の試験日時が決定している職種を希望される方は、返送切手(84円分)を同封してください。

## 6. 提出・問合せ先

提出・問合せ窓口	所在地	電話番号
企画総務部総務課(本庁)	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	(0790)-63-3000

【おかけ間違いにご注意ください】

※各市民局まちづくり推進課、宍粟総合病院総務課でも申し込みを受付しています。

令和2年度 会計年度任用職員職種一覧

常：(常勤) 週35時間の固定勤務、週31時間(週4日)の固定勤務  
 短：(短時間) 週20時間以上31時間未満の勤務  
 パ：(パート) 週20時間未満のパート勤務、予め勤務日の定めがない非常勤勤務

グループ	主な職種	免許・資格等	勤務形態の設定			時間当たりの給料	業務の内容(主なもの)
			常	短	パ		
1 事務	①事務職員		●	★	★	時間給 899円～	窓口業務、パソコンでの入力業務など
	②事務職員(障がいのある人)	障害者手帳所持者(身体、療育、精神)	●	●	-		総合病院での医師等の事務補助
	③医師等事務補助員		●	-	-		診療所等での窓口業務、医療費の会計、レセプトの作成等
	④医療事務職員		●	-	★		
2 技能 ・ 労務	①調理員、②調理員兼運転員	(運転員)普通自動車免許	●	●	●	時間給 924円～	給食センターや保育所、総合病院での給食調理業務、給食配送業務
	③小中学校用務員、④幼稚園用務員		● ③	● ④	-	時間給 899円～	教育施設の維持管理、清掃など
	⑤施設管理員		●	-	★	時間給 899円～	施設の維持管理、清掃など
	⑥宿直員		-	●	●	日額 9,490円	夜間宿直業務
	⑦自動車運転員(普通自動車)	普通自動車免許	-	-	●	時間給 1,021円	医師や患者の送迎業務、移動図書館車の運転業務
	⑧リハビリ介助員		-	-	●	時間給 924円～	通所リハビリテーション利用者のサポート業務
3 教育 ・ 保育	①幼稚園教諭、②保育士、③保育教諭	幼稚園教諭、保育士	●	●	●	時間給 984円～	教諭、保育士、保育教諭として幼稚園、保育所、こども園での教育保育業務
	④あずかり学童支援員	幼稚園教諭、保育士、小中高等学校教諭、社会福祉士など	-	●	●	時間給 984円～	あずかり学童保育所での支援員として保育業務
	⑤あずかり学童補助員		-	●	●	時間給 899円～	あずかり学童補助員として児童育成支援業務
	⑥子育て支援専門員	幼稚園教諭、保育士、小中学校教諭又は家庭教育相談等5年以上の実務経験	●	-	-	時間給 984円～	子育て支援に関する業務
	⑦子育て支援補助員		-	●	●	時間給 899円～	子育て支援に関する補助業務
	⑧小中学校特別支援教育推進員	小中学校教諭	●	-	-	時間給 984円～	小中学校での特別に支援が必要な児童、生徒への学習補助業務
	⑨社会教育指導員、⑩生涯学習専門員、⑪地域づくり専門員、⑫青少年教育専門員、⑬青少年育成指導員		●	-	-	時間給 925円～	人権教育、生涯学習や体験活動等を通じた講座、青少年育成に関する業務
4 医療 ・ 保健 ・ 福祉 総合 病院	①保健師	保健師	●	●	●	時間給 1,120円～	保健福祉センターでの各種健診、相談教室等
	②社会福祉士、③精神保健福祉士	社会福祉士、精神保健福祉士	● ②	● ③	● ③		高齢者相談業務、生活困窮者の自立相談業務全般のマネジメント、困難ケースへの対応等
	④介護支援専門員	介護支援専門員	●	●	-		要支援認定者、事業対象者に対するケアプラン作成等
	⑤看護師	看護師	-	-	●	時間給 1,016円～	診療所での看護師業務、保健福祉センターでの各種健診、保健事業等の業務
	⑥訪問看護師	看護師	●	●	●		訪問看護ステーションでの看護師業務
	⑦こども園看護師	看護師又は准看護師	●	-	-	時間給 984円～	こども園での保健業務、保育補助業務等
	⑧管理栄養士	管理栄養士	●	-	-	時間給 984円～	保健福祉センターでの栄養管理業務
	⑨栄養士、⑩歯科衛生士	栄養士、歯科衛生士	● ⑨	-	● ⑩	時間給 984円～	保育所での栄養士業務、保健福祉センターでの歯科健診
	⑪介護認定調査員、⑫障害認定調査員、⑬高齢者実態把握調査員	介護支援専門員、介護福祉士、看護師、保健師、社会福祉士又はヘルパー2級以上	●	-	★		本庁・市内保健福祉センターでの認定調査等の業務
	⑭乳幼児心理相談員	幼稚園教諭、保育士、小中学校教諭等	-	-	●		市内保健福祉センターでの乳幼児健診時の相談・指導業務
⑮障がい者相談支援専門員	厚生労働省告示第549号に規定する資格	●	★	★	障がい者の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務		
⑯手話通訳者	手話通訳者の認定	●	●	-		手話通訳による窓口補助業務、手話通訳等のコーディネート業務等	
⑰助産師、⑱看護師、⑲准看護師	助産師、看護師、准看護師	●	●	●	時間給 1,016円～	総合病院での業務	
⑳看護補助員		●	-	-	時間給 986円～		
㉑言語聴覚士、㉒視能訓練士、㉓臨床検査技師、㉔薬剤師、㉕管理栄養士、㉖理学療法士、㉗作業療法士、㉘栄養士	言語聴覚士、視能訓練士、臨床検査技師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、栄養士	-	-	●	時間給 1,055円～		
5 その他 専門 的 職種	①司書	司書	●	-	-	時間給 925円～	司書業務
	②放送専門員		●	★	★		しーたん通信等でのアナウンサー業務、しーたんチャンネルの取材、番組制作等
	③手話奉仕員	手話奉仕員	-	-	●		手話通訳による窓口補助業務等
	④レセプト点検員、⑤ファミリーサポート専門員、⑥交通指導員、⑦定住促進コーディネーター		● ④ ⑥ ⑦	● ⑤	-		④国保医療等のレセプト点検業務、⑤ファミリーサポートセンターのアドバイザー業務等、⑥交通安全教室の指導業務等、⑦定住希望者の相談、空き家の斡旋及び調査業務
	⑧土木作業員		●	-	-	時間給 953円～	道路補修等土木作業
	⑨母子父子自立支援員、⑩家庭児童相談員	幼稚園教諭、保育士又は小中学校教諭	●	●	-	時間給 984円～	母子父子の自立支援相談業務、家庭児童相談業務
	⑪消費生活相談員、⑫市民相談員		●	-	-		消費者相談業務、人権等相談業務
⑬生活困窮者就労支援員		●	●	-	生活困窮者への相談支援、生活保護受給者や生活困窮者の就労支援		

\* 勤務形態の設定欄における記号表示は、「●」基本となる勤務形態、「★」業務量等によって任用の有無が変動する勤務形態、「-」任用予定のない勤務形態を示しています。  
 \* 月給の額は、週の所定労働時間数に応じて変動します。(参考：月給の額は、時間給に週の所定労働時間を5で除して得た数を乗じて得た額に21を乗じた額の近似値となります。)  
 \* 常勤・短時間・パートの同じ区分であっても、週当たりの勤務時間は、職種や勤務先、業務内容によって異なります。